

# FAKE ZERO PROJECT

China Customs Japan Customs Korea Customs



## 税関における 知的財産侵害物品の取締り



令和4年6月17日  
大阪税関業務部  
知的財産調査官  
木村 英之



# 税関の3つの使命

## 1 適正かつ公平な関税等の徴収

適正かつ公平な関税等の徴収と適正な申告が可能となる納税環境を整備する。

※ 税関で徴収する関税、消費税等の額は、我が国の国税収入の約15%（令和元年度約9.2兆円）を占める。

## 2 安全・安心な社会の実現

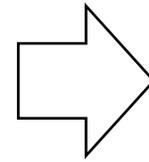
不正薬物や銃器、テロ関連物品、**知的財産侵害物品**など、社会の安全・安心を脅かす物品等の密輸出入の水際取締りを行う。

## 3 貿易の円滑化

貿易の秩序維持と健全な発展を目指し、適正な通関を確保しつつ、簡便な手続と円滑な処理の実現を図る。

# 知的財産侵害品に対する水際措置

輸入してはならない貨物



税関は、行政処分として、  
没収・廃棄できる

関税法第69条の11第1項

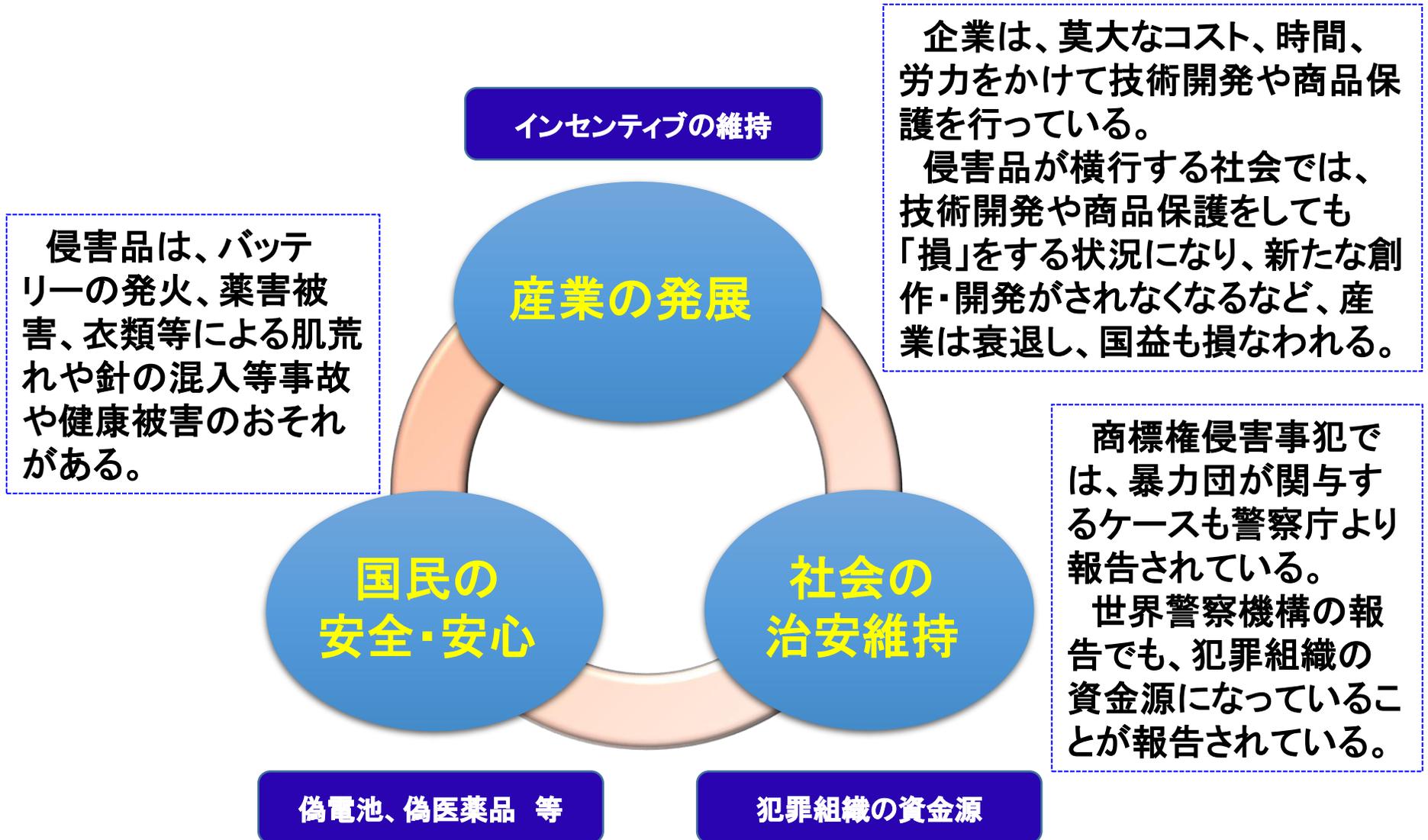
関税法第69条の11第2項

- (1) 麻薬、覚醒剤等、指定薬物（違法ドラッグ）
- (2) 拳銃、銃砲弾等
- (3) 爆発物、火薬類
- (4) 化学兵器原料等
- (5) 病原体
- (6) 貨幣、郵便切手又は有価証券等の偽造品等、キャッシュカード、クレジットカード
- (7) わいせつ物品
- (8) 児童ポルノ
- (9) **特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品** 各知的財産法において「〇〇権」のように権利が創設的に規定されているもの
- (10) **不正競争防止法第2条第1項第1号～第3号、第10号、第17号、18号に掲げる行為（不正競争行為）を組成する物品** 知的財産ではあるが法律により「〇〇権」と明確化されていないもの

(注) 麻薬・覚醒剤等、児童ポルノ及び知的財産侵害品（回路配置利用権侵害品を除く）は、「輸出してはならない貨物」でもある。

関税法第69条の2第1項

# 知的財産保護の必要性



# 1. 輸入差止申立て手続の概要



# 税関の取締対象となる知的財産

## 差止申立制度とは、

知的財産を有する者が、自己の権利を侵害すると認める貨物が輸入又は輸出されようとする場合に、税関長に対し、当該貨物について認定手続を執るべきことを申し立てる制度（関税法第69条の13、第69条の4）

関税法第69条の11（輸入してはならない貨物）第1項第9・10号

輸入差止申立て

特許権

実用新案権

意匠権

商標権

著作権

著作隣接権

育成者権

不正競争防止法  
（第2条第1項第1号～第3号、第10号、第17号、第18号）

回路配置利用権

情報提供

輸出差止申立て

関税法第69条の2（輸出してはならない貨物）第1項第3・4号

## 【知的財産の概要】

**特許権**  
リチウムイオンバッテリーを使用した携帯電話  
自然法則を利用した、新規性・進歩性のある発明

**実用新案権**  
フレキシブルアンテナ  
物品の形状や構造、組合せを工夫した考案

**意匠権**  
携帯電話のデザイン  
ブランド名・ロゴマーク  
独自の美しい外観を有する物品のデザイン（形状、模様、色彩又はこれらの組合せ）

**商標権**  
自己の商品やサービスに使用するマーク（文字、図形、記号、これらの組合せ等）

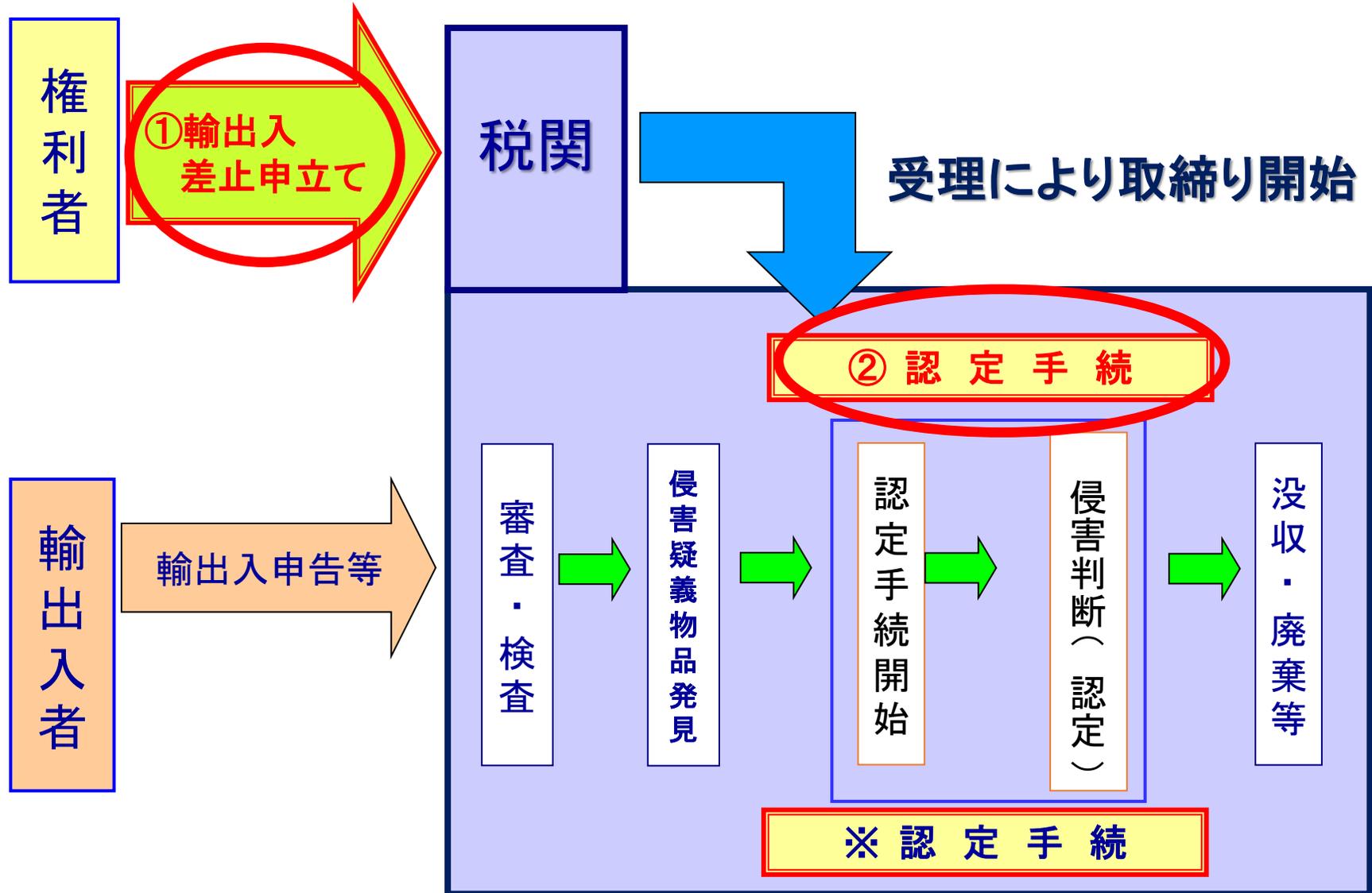
**著作権**  
周知表示を使用し、他人の商品等と混同を惹起する製品、著名表示を冒用する製品、形態模倣品などの侵害者に対する差止請求  
独自性のある文芸、学術、音楽、ソフトウェアなどの創作（著作隣接権を含む）

**育成者権**  
植物の新品種

**回路配置利用権**  
10等の半導体の回路配置（マスクワーク）

※著作隣接権には、還流レコード防止措置を含む。

# 知的財産取締りの流れ

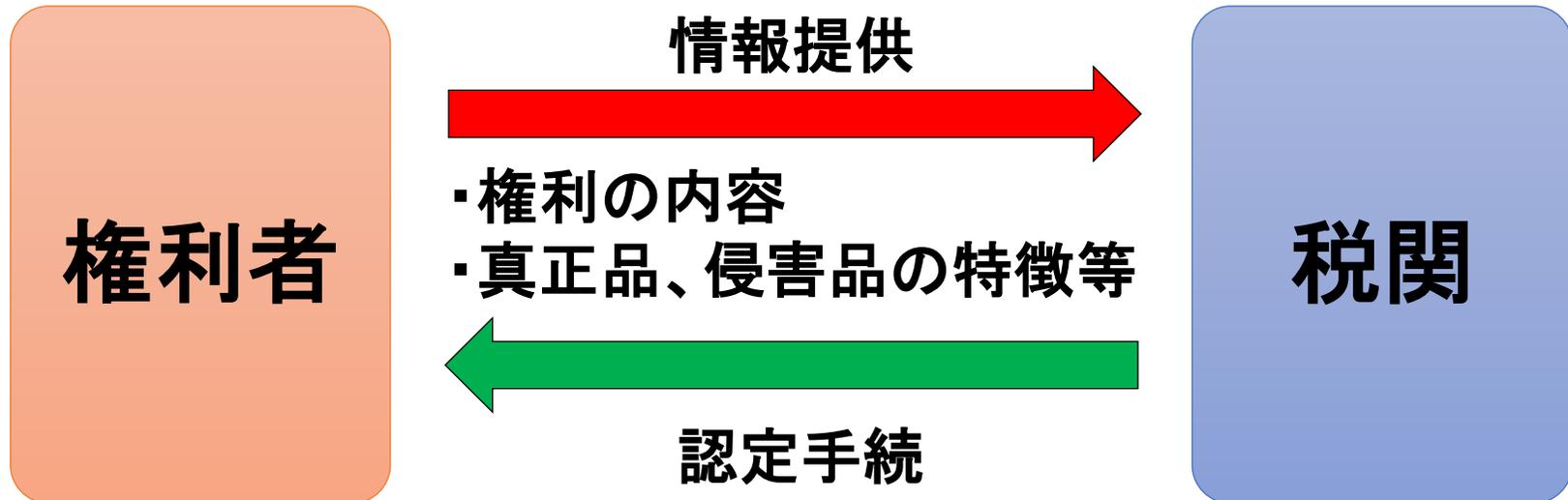


※ 税関職員の仕事による取締り(認定手続)

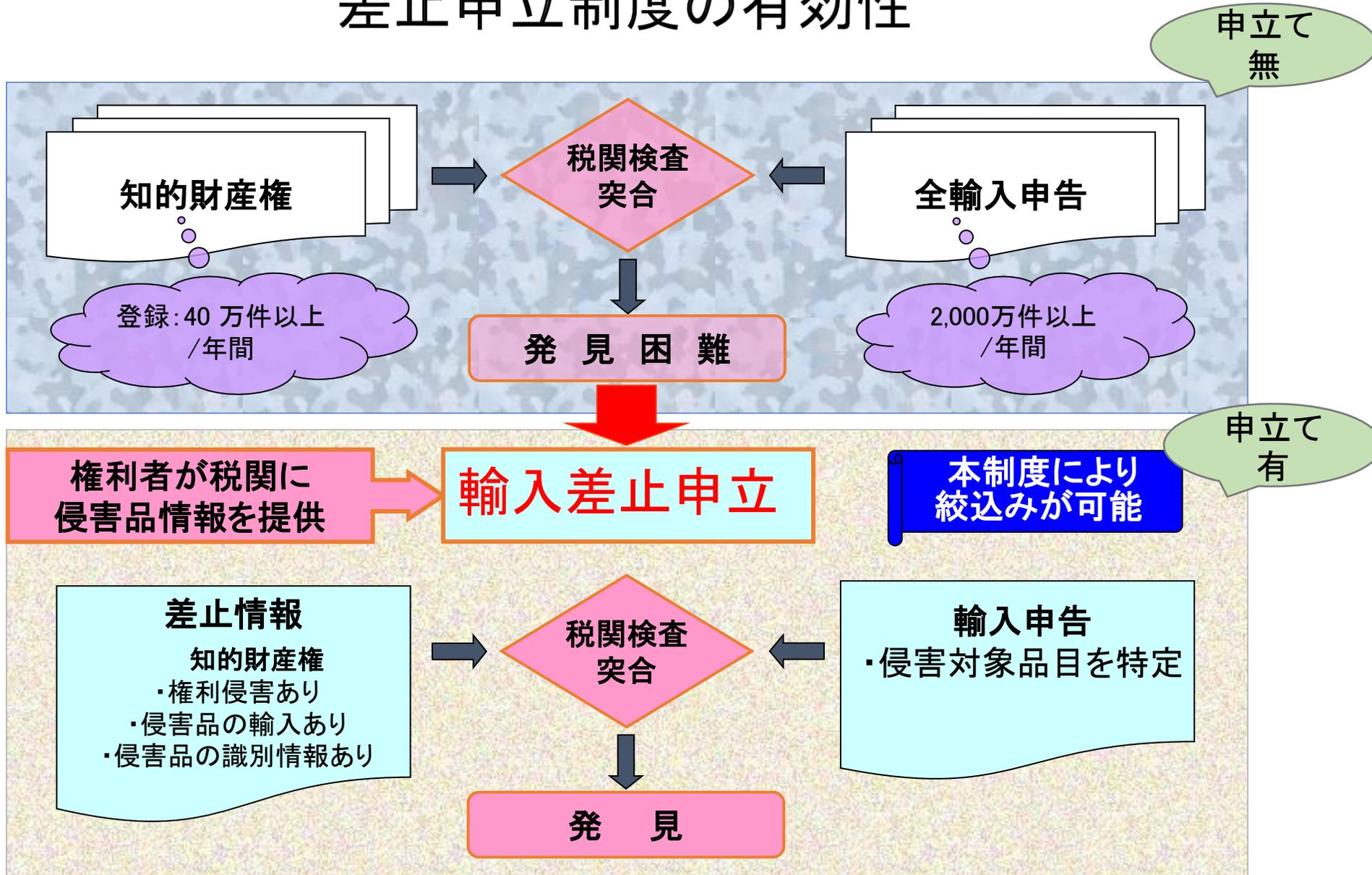
# 輸入差止申立制度

【関税法第69条の13】

知的財産権利者が、権利を侵害する物品について、認定手続を執ることを税関に申し立てる制度



# 差止申立制度の有効性



# 輸入差止申立ての受理要件等

- 権利者であること  
差止申立てをできるのは権利者または専用使用（実施）権者
- 権利の内容に根拠があること  
権利の内容が確認できる書面が必要
- 侵害の事実があること  
侵害物品の存在などから侵害品の輸入が見込まれることを疎明
- 侵害の事実を確認できること  
侵害物品や写真などの資料の添付  
係争事案であれば判決書や仮処分決定書など
- 税関で侵害品と真正品を識別できること  
外観等の特徴で侵害品であることを識別できることが必要

# 輸入差止申立て件数

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	前年比	構成比	新規
特許権	17	21	16	16	18	21	20	21	17	17	23	21	25	34	136.0%	4.8%	16
実用新案権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0
意匠権	54	57	66	65	73	77	82	87	88	107	112	119	126	123	97.6%	17.5%	15
商標権	146	158	180	193	213	247	275	318	348	368	401	415	421	434	103.1%	61.7%	50
著作権	40	55	65	82	91	96	96	96	95	99	102	96	90	90	100.0%	12.8%	4
著作隣接権	427	301	303	289	313	316	263	208	143	93	60	42	33	18	54.5%	2.6%	1
育成者権	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100.0%	0.1%	1
不正競争防止法 違反物品	5	5	6	7	6	5	6	3	2	2	2	1	3	3	100.0%	0.4%	0

(注1)各年12月31日時点において有効な輸入差止申立て件数を示しています。

(注2)「新規」は、新たに輸入差止申立て(権利・品名・侵害理由の追加申立てを含む。)が行われ、令和3年中に受理された件数を示しています。

# 認定手続

●関税法第69条の12

税関は、

- ・輸入差止申立てが受理されたもの
- ・税関において侵害物品の疑いがあると判断されるもの

を発見した場合、直ちに侵害物品と決め付けることはせず、以上の貨物を「侵害疑義物品」と位置づけ、**認定手続**に着手する。

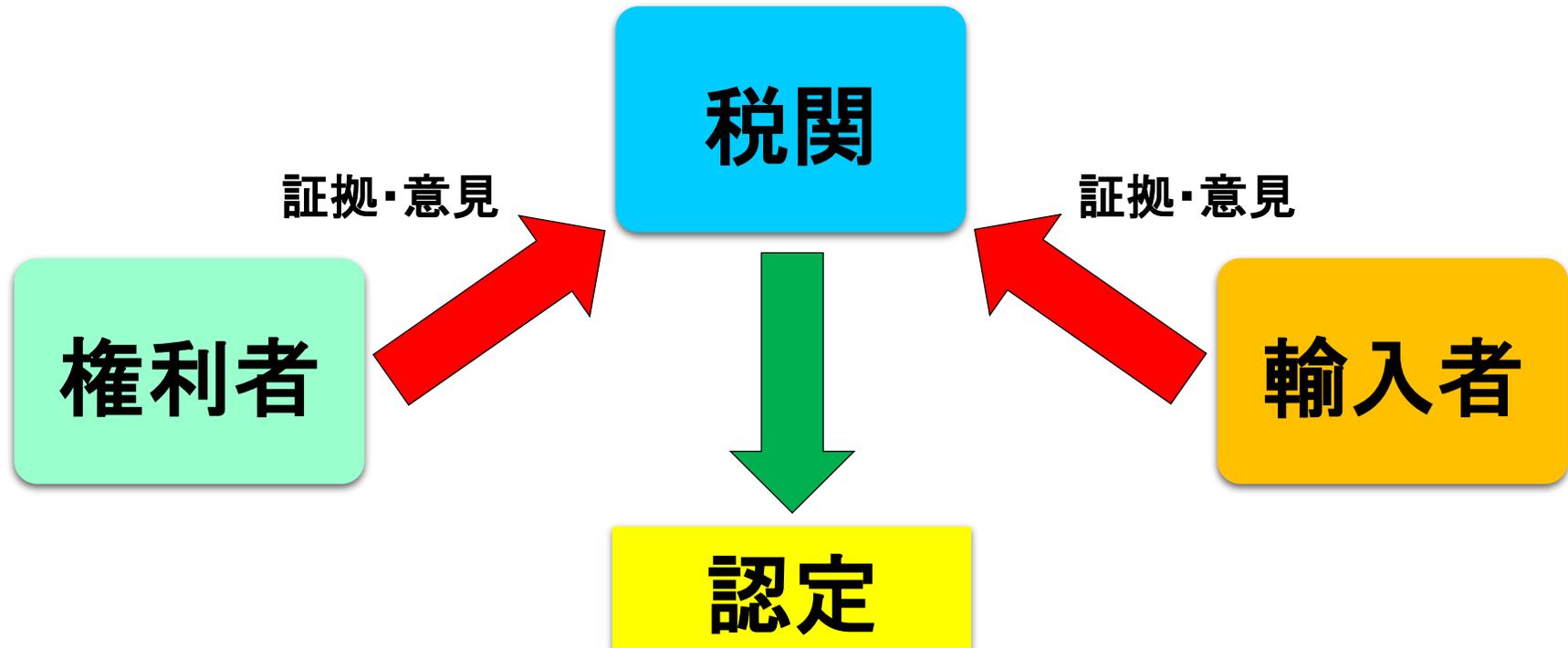
ただし、悪質事案については、関税法第11章（犯則事件の調査及び処分）に基づき犯則処分とする。

※関税法第11章（罰則）

「10年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、又はこれを併科」（関税法第109条）

# 認定手続とは何か

税関が疑義貨物が知的財産侵害物品に該当するか否かを認定するための手続



# 知的財産の侵害とはならない物品

【関税法基本通達69の11-6】

- 業として輸入されるものでないもの
- 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの
- 権利者から輸入の許諾を得ているもの
- 商標権等の侵害とならない並行輸入品として取り扱うこととされているもの

など

# 商標権にかかる並行輸入品の取扱い

【関税法基本通達69の11-7】

## 条件1.外国で適法に商標が付されたもの（適法性）

当該商標が外国における商標権者又は当該商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものである場合

## 条件2.日本の登録商標と同一の出所を表示する商標が付されたもの（同一人性）

当該外国における商標権者と我が国の商標権者とが同一であるか又は法律的若しくは経済的に同一人と同視しうるような関係があることにより、当該商標が我が国の登録商標と同一の出所を表示するものである場合

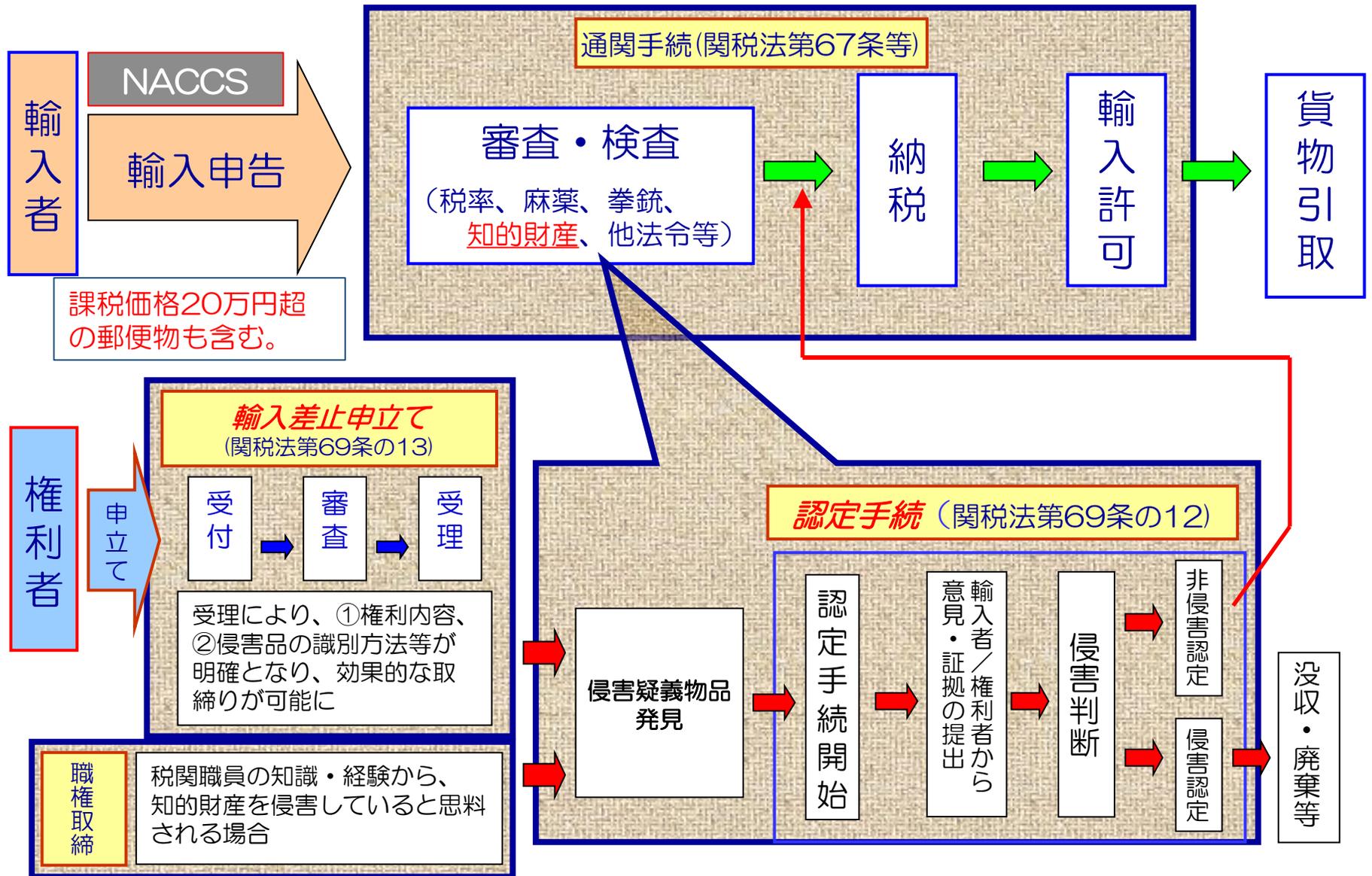
## 条件3.日本の登録商標が付されたものと品質が実質的に差異がないもの（品質の実質的同一性）

我が国の商標権者が直接的に又は間接的に当該物品の品質管理を行いうる立場にあり、当該物品と我が国の商標権者が登録商標を付した物品とが当該登録商標の保障する品質において実質的に差異がないと評価される場合



登録商標と同一の商標を付した物品で、指定商品と同一の物品を、商標権者以外の者が輸入する場合でも、全ての条件を満たす物品は商標権侵害にならない

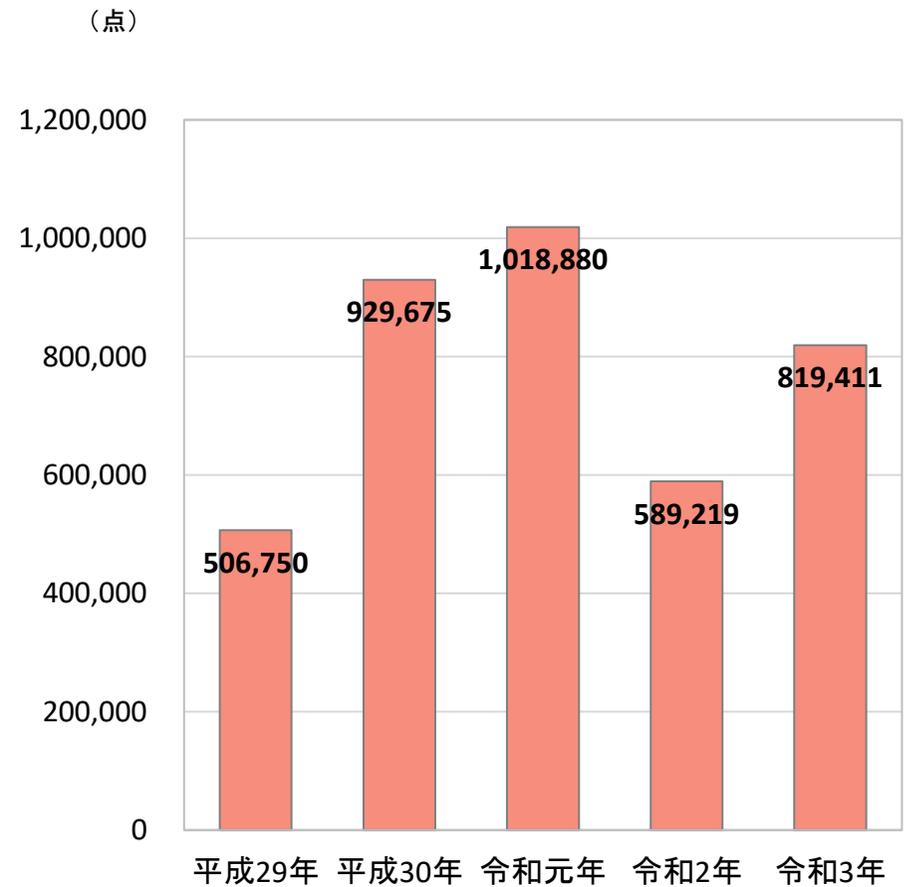
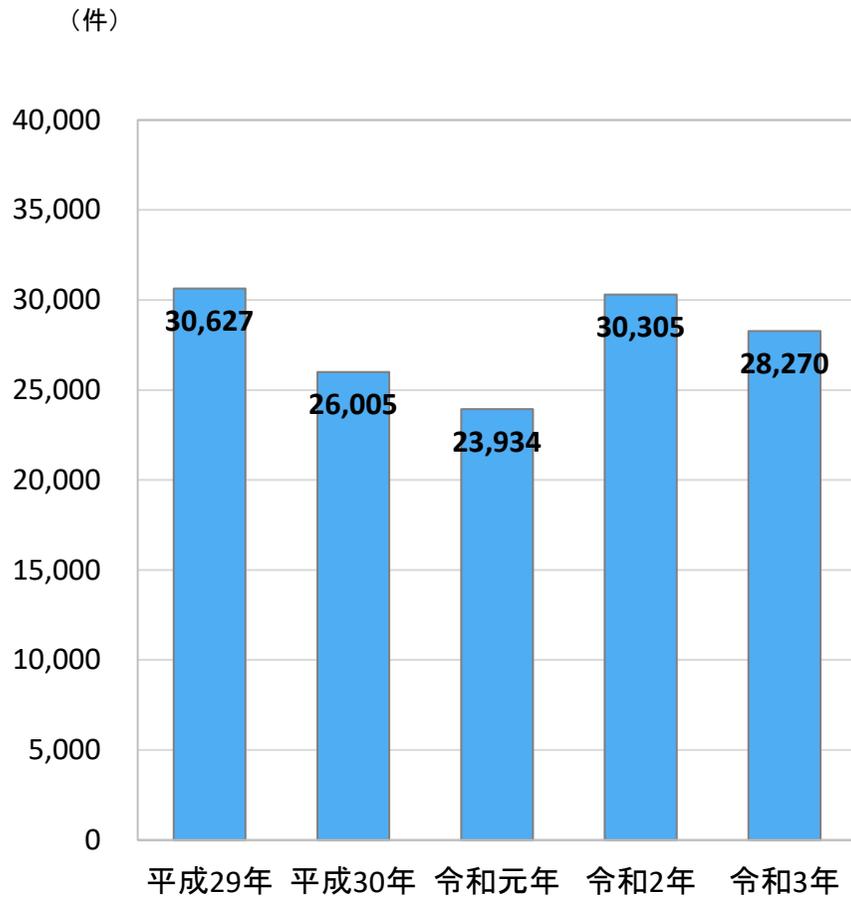
# 一般的な輸入手続及び認定手続の流れ



## 2. 最近の差止状況

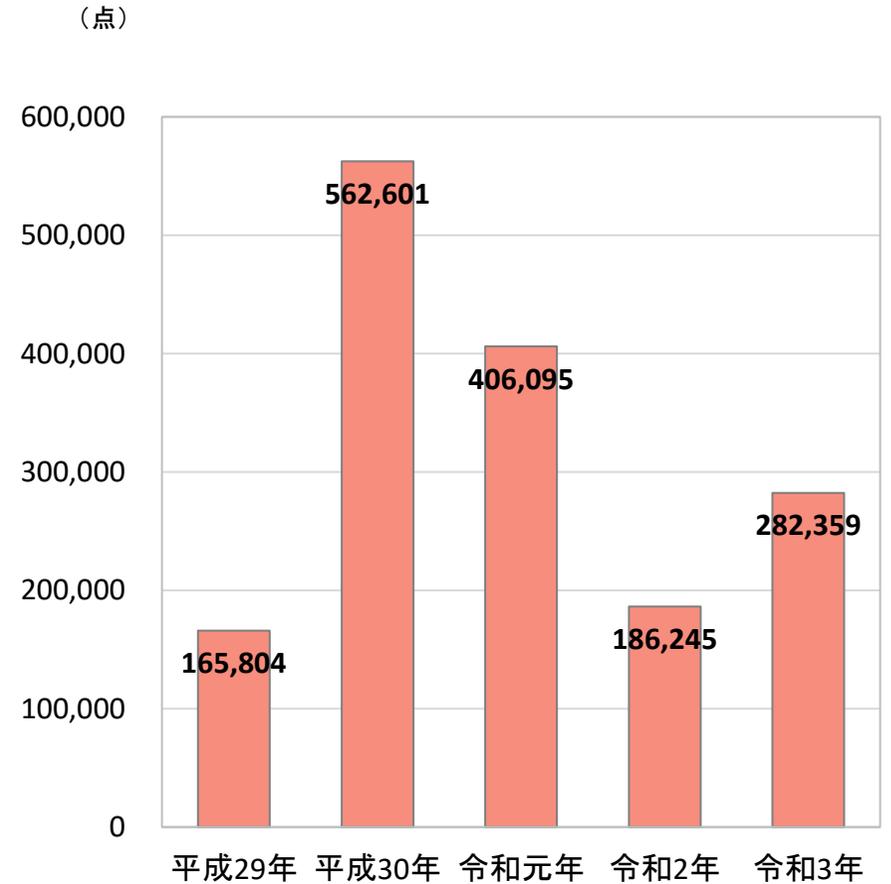
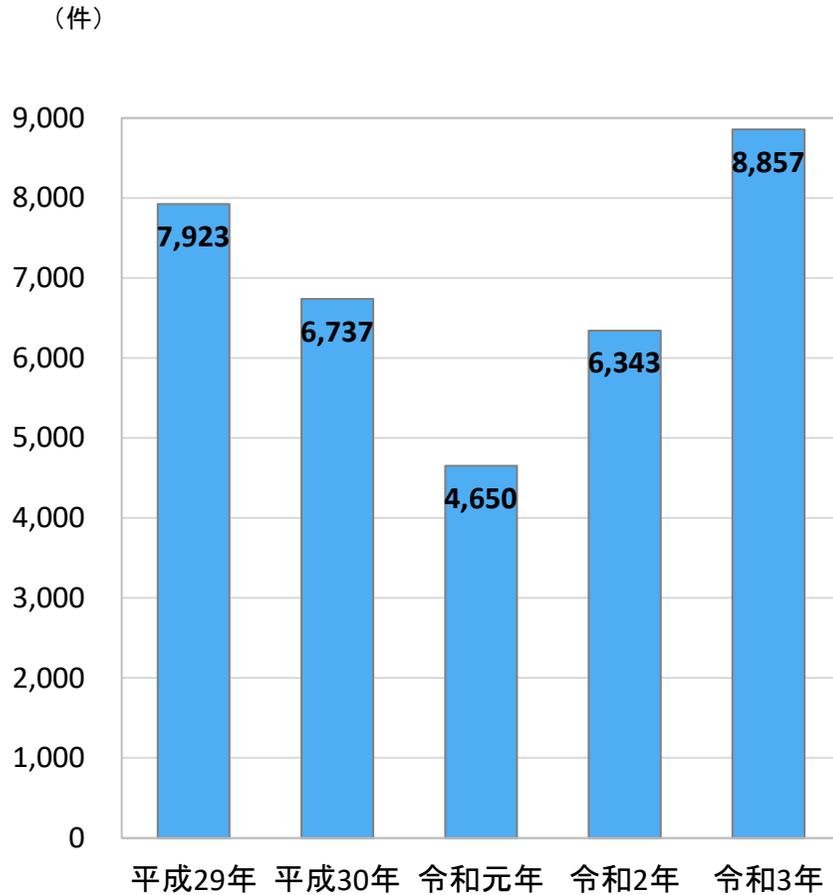


## 税関(全国)の知的財産侵害物品の輸入差止実績



# 大阪税関の知的財産侵害物品の輸入差止実績

## 知的財産侵害物品の輸入差止件数・点数



## ○大阪税関における品目別輸入差止実績

令和3年は

- ◆ 輸入差止件数は、バッグ類が3,523件、衣類が1,999件、靴類が953件、携帯電話及び付属品(携帯ケース等)が780件、眼鏡類及び付属品が593件となりました。
- ◆ 輸入差止点数は、電気製品が51,378点、衣類が39,056点、布製品が25,222点、医薬品が18,288点と大幅に増加、コンピュータ製品が16,043点となりました。

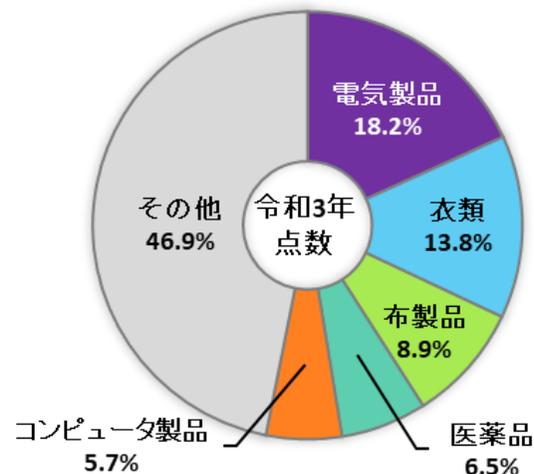
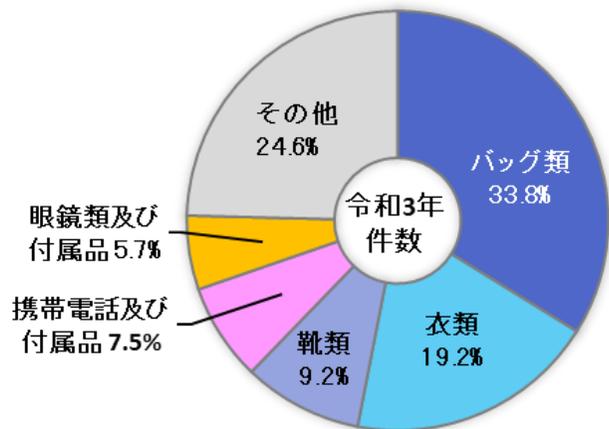
### 品目別構成比

輸入差止件数

順位	品目	令和3年		
		件数	構成比	前年比
1	バッグ類	3,523	33.8%	149.8%
2	衣類	1,999	19.2%	130.7%
3	靴類	953	9.2%	347.8%
4	携帯電話及び付属品	780	7.5%	193.5%
5	眼鏡類及び付属品	593	5.7%	190.1%
-	合計	8,857	100.0%	139.6%

輸入差止点数

順位	品目	令和3年		
		点数	構成比	前年比
1	電気製品	51,378	18.2%	282.9%
2	衣類	39,056	13.8%	164.4%
3	布製品	25,222	8.9%	211.6%
4	医薬品	18,288	6.5%	3147.7%
5	コンピュータ製品	16,043	5.7%	354.5%
-	合計	282,359	100.0%	151.6%



## ○大阪税関における仕出国（地域）別輸入差止実績

令和3年は

- ◆ 輸入差止件数は、中国を仕出しとするものが7,198件・前年比1.3倍と引き続き最多であり、次いでベトナム910件・前年比5.5倍と大幅に増加、韓国235件・前年比2.4倍となりました。
- ◆ 輸入差止点数は、中国を仕出しとするものが205,216点・前年比1.4倍と引き続き最多であり、次いでベトナム29,033点・前年比4.0倍と大幅に増加、香港22,172点・前年比1.6倍となりました。

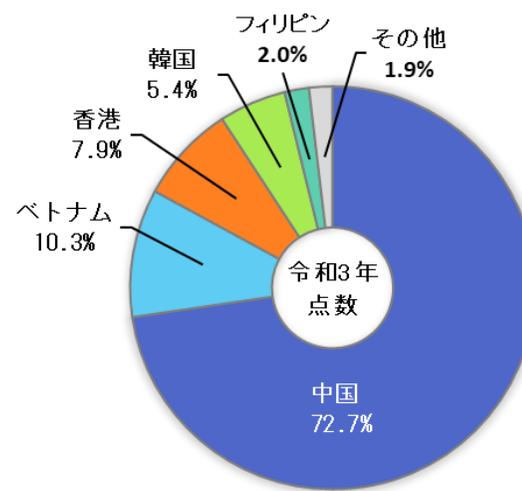
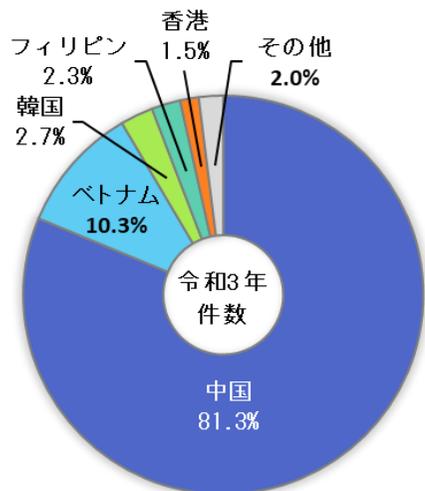
### 仕出国（地域）別構成比

輸入差止件数

順位	仕出国 (地域)	件数	令和3年	
			構成比	前年比
1	中国	7,198	81.3%	132.5%
2	ベトナム	910	10.3%	548.2%
3	韓国	235	2.7%	244.8%
4	フィリピン	207	2.3%	215.6%
5	香港	133	1.5%	114.7%
-	合計	8,857	100.0%	139.6%

輸入差止点数

順位	仕出国 (地域)	点数	令和3年	
			構成比	前年比
1	中国	205,216	72.7%	138.7%
2	ベトナム	29,033	10.3%	395.4%
3	香港	22,172	7.9%	159.2%
4	韓国	15,172	5.4%	251.3%
5	フィリピン	5,510	2.0%	99.4%
-	合計	282,359	100.0%	151.6%



## ○大阪税関における知的財産別輸入差止実績

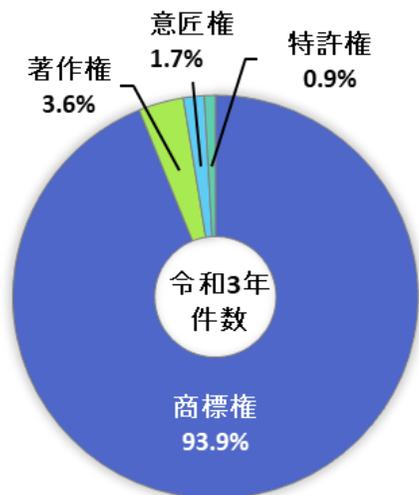
令和3年は

- ◆ 輸入差止件数は、偽ブランド品などの商標権侵害物品が8,420件・構成比93.9%・前年比1.4倍となりました。次いで著作権侵害物品が322件・構成比3.6%・前年比1.3倍となりました。
- ◆ 輸入差止点数は、商標権侵害物品が190,349点・構成比67.4%・前年比1.4倍、次いで著作権侵害物品が51,954点・構成比18.4%・前年比1.7倍となりました。

### 知的財産別構成比

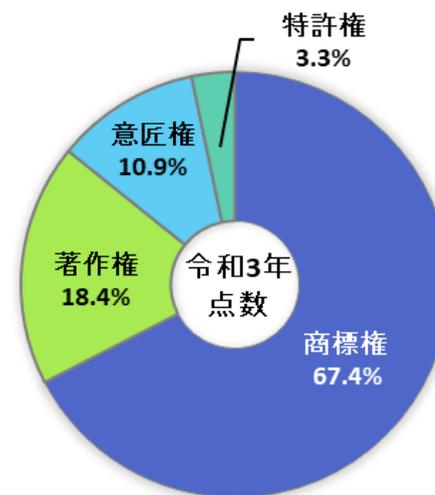
輸入差止件数

順位	知的財産	令和3年		
		件数	構成比	前年比
1	商標権	8,420	93.9%	141.3%
2	著作権	322	3.6%	134.7%
3	意匠権	150	1.7%	95.5%
4	特許権	78	0.9%	269.0%
-	合計	8,857	100.0%	139.6%



輸入差止点数

順位	知的財産	令和3年		
		点数	構成比	前年比
1	商標権	190,349	67.4%	135.8%
2	著作権	51,954	18.4%	172.9%
3	意匠権	30,878	10.9%	232.6%
4	特許権	9,178	3.3%	327.9%
-	合計	282,359	100.0%	151.6%



# 税関で輸入を差し止めた侵害物品の例①

## スポーツブランド・トレーニング機器



(商標権)



(意匠権)

## ブランド品 (服・アクセサリー等)



## コロナ関連物品 (マスク)



(商標権)



(すべて 商標権)

# 税関で輸入を差し止めた侵害物品の例②

## 人気キャラクターグッズ



(商標権)



(著作権)



## ゲーム用機器 オーディオ機器



(意匠権)

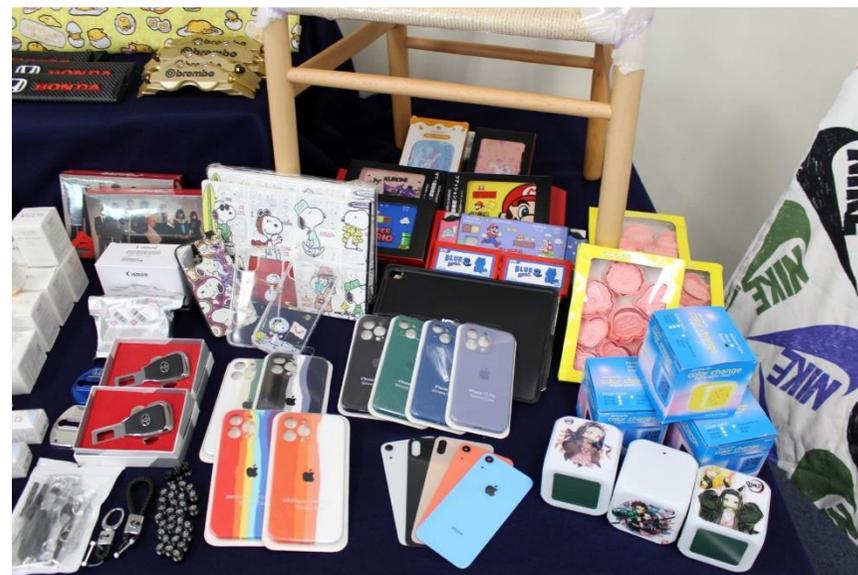


## グリップ・スタンド (スマートフォン等の背面に貼付)



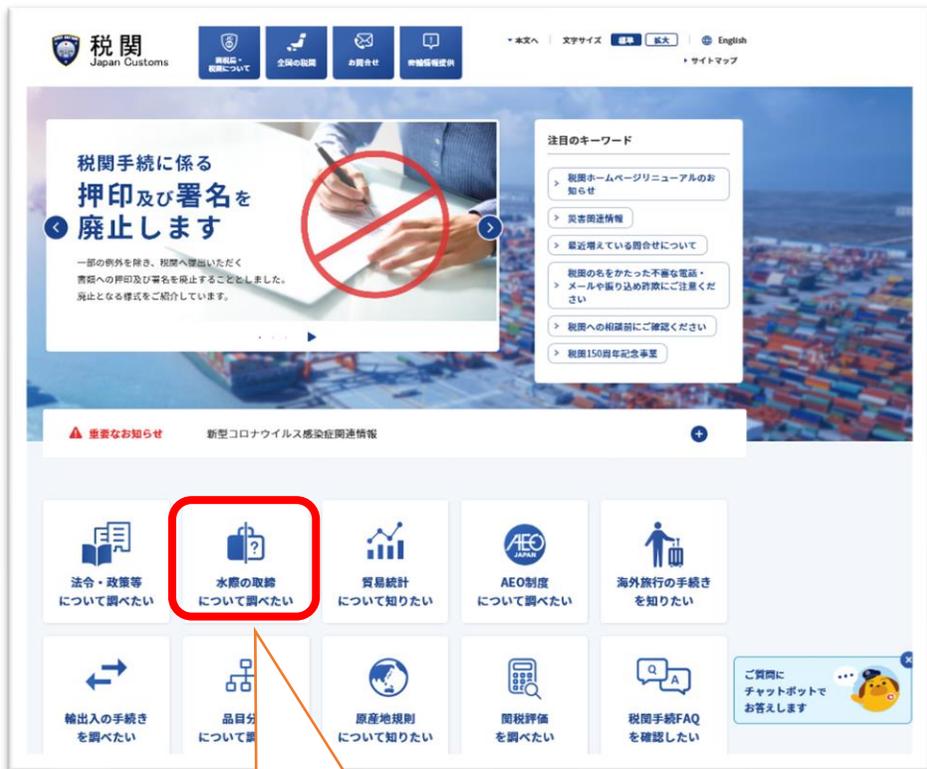
(特許権)

# 大阪税関における知的財産侵害物品の輸入差止状況(報道発表)の展示



# 《ご参考》

## 税関ホームページについて ([www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/index.htm](http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/index.htm))



「水際取締について調べたい」  
をクリック



# 知的財産に係る税関の窓口

## ● 知的財産センター — 03-3599-6260

### ● 最寄りの税関窓口

・ 東京税関	業務部	知的財産調査官	03-3599-6369
・ 函館税関	業務部	知的財産調査官	0138-40-4255
・ 横浜税関	業務部	知的財産調査官	045-212-6116
・ 名古屋税関	業務部	知的財産調査官	052-654-4116
・ 大阪税関	業務部	知的財産調査官	06-6576-3318
・ 神戸税関	業務部	知的財産調査官	078-333-3156
・ 門司税関	業務部	知的財産調査官	050-3530-8366
・ 長崎税関	業務部	知的財産調査官	095-828-8664
・ 沖縄地区税関		知的財産調査官	098-943-7830

※ 税関ホームページに申立て等の情報を掲載しています。

<http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/index.htm>